

11 取り調べ可視化法案

取り調べ全過程の 可視化による冤罪防止

密室で行われる取り調べは自白の強要など冤罪を生む温床となっており、最近も富山水見事件、志布志事件などで冤罪が明らかとなった。また、わが国では自白の任意性がしばしば刑事裁判を長期化させる大きな争点となっている。裁判員制度導入を間近に控え、裁判の迅速化を図るためにも、取り調べの全過程を録画・録音する可視化は急務と考え、民主党は「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」（取り調べ可視化法案）を168回臨時国会で参議院に提出した。同案は169回通常国会で審議に入り参議院で可決されたが、衆議院では与党が継続審議に反対し、廃案となった。

裁判員制度に合わせ段階的实施

内容は以下の通り。①取り調べの際は被疑者の供述および取り調べの状況のすべてについて映像・音声を記録しなければならない。記録媒体は取り調べ終了時に被疑者の前で封印しなければならない②録音・録画義務に違反して行われた取り調べでなされた自白を内容とする供述調書等は裁判で証拠とすることができない③検察官は保管する証拠の標目を記載したリストを作成し、公判前整理手続で被告人・弁護人に開示しなければならない④録音・録画は、法律公布後1年6カ月以内にまず死刑・無期・長期3年以上の犯罪の被疑者の取り調べ（麻薬取締官や船長など特別司法警察職員の取り調べは除外）について実施、同3年以内にすべての犯罪の被疑者の取り調べ（特別司法警察職員の取り調べも含む）について実施する。証拠リストの開示は法律公布後6カ月以内に実施する。

12 少年法改正案

被害者等の 審判傍聴に道

家庭裁判所が相当と判断する場合に被害者等による少年審判の傍聴を認める「少年法の一部を改正する法律案」が169回通常国会に提出されたが、被害者団体等の中でも法案に対する評価が鋭く分かれており、少年の健全育成という少年審判の役割に及ぼす影響も少なくないと考えられることから、民主党は慎重審議と法案修正を求めた。

原案修正で傍聴できる場合を限定

民主党は、「犯罪被害者等は個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」（犯罪被害者等基本法第1条）ことにかんがみ被害者等の傍聴を相当な場合には認めるが、少年法の理念を堅持し、相当性の判断における考慮事情、判断基準として以下の点を追加するよう主張した。

①相当性の判断に際し「少年の健全な育成を妨げるおそれがない」ことを基準として明示する②審判廷における少年の心身に及ぼす影響等に配慮する③傍聴を許す場合には事前に付添人の意見を聴取しなければならない。その場合、少年に付添人がない時は国選付添人をつける④12歳未満の少年に係る事件については傍聴の対象から除外、触法少年の特性への配慮も明記⑤家庭裁判所は審判の状況などに関して被害者等へ説明しなければならない⑥この法律の施行3年後の見直し条項を設ける。

上記の修正骨子にそって自民党、公明党と修正協議を行った結果、合意に至り、3党共同修正により衆議院、参議院でそれぞれ可決され、成立した。